

宇城市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の骨子案

項目	国基準	本市基準案
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。））。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。） ② 妊娠中であるか又は出産後間もないこと ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っていること ④ 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること ⑥ 求職活動（起業準備含む） ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用してしている子どもがい ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が身とめめる場合 <p>て継続利用が必要であること</p>	<p>国基準のとおりとする。</p>

項目	国基準	本市基準案
区分・保育必要量	<p>○保育標準時間：1日11時間まで（就労時間の下限は、1週あたり30時間程度）</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで（就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就業態等を考慮して定めることとする）</p>	<p>国基準のとおりとするが、保育短時間の就労時間の下限は、1か月あたり48時間とする。</p>
優先利用等	<p>調整指数等により、優先利用を可能とする。</p> <p>優先利用の例示は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ひとり親家庭 ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等） ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤ 子どもが障がい等を有する場合 ⑥ 育児休業明け ⑦ 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧ 小規模保育事業など、地域型保育事業の卒園児童 ⑨ その他市町村が定める事由 	<p>国基準のとおりとする。</p>